



日本グループホーム学会 シンポジウム

戸建グループホームの火災安全を問い直す

～建築基準法の取り扱いを考える～

2012年 3月17日 (土)

障害者グループホームの7割が4～5人の戸建住宅を利用している事業であるにもかかわらず、建築基準法上のグループホームの取り扱いをめぐることは、自治体によっては、「共同住居、寄宿舍」に適用される基準との適合を求められることにより戸建住宅を利用したグループホームの設置がすすまない状態になっています。

日本グループホーム学会防災ユニットでは、平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業を受けて、「障害のある人たちが地域の中で普通の暮らせるようにするために、安全性を確保しつつ、戸建住宅を活用したグループホーム設置をすすめる方法」に取り組んでいます。

今回のシンポジウムでは、福祉、建築行政関係者の皆様、グループホーム関係者の皆様と共に、グループホームと建物の安全性について考える機会にしたいと思います。皆様のご参加をお待ちしております。

■□ 日 時 3月17日(土曜) 13:00～16:00

■□ 戸建グループホームの火災安全を問い直す □■

～建築基準法の取り扱いを考える～

12:30 ～ 受付

13:00 ～ あいさつ

13:05 ～ 16:00 戸建グループホームの火災安全を問い直す

～建築基準法の取り扱いを考える～

* 今、グループホームに何が起きているのか

* 既存の戸建利用を可能にするための提言①②③

* 意見交換を通じて、まとめと提言

■□ 会場・場所 品川区立総合区民会館 きゅりあん 6階 大会議室

(〒104-0011 東京都品川区東大井5-18-1)

JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線大井町駅下車徒歩1分

【主催】 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

【参加対象】 都道府県、市町村行政の関係者およびグループホーム関係者 (定員:98名)

【参加費】 無料 (本企画は、平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業により行っています)

【参加申込について】

(1) 上記の参加申し込みや質問内容は、裏の用紙に必要事項をご記入のうえ、下記連絡先まで、メールか、Faxにてお申込下さい。

(2) 申込締切日 平成23年3月16日(金)

連絡先 Fax 045-228-7728 E-Mail: info@gh-gakkai.com

日本グループホーム学会事務局 (〒231-0806 横浜市中区本牧町 1-120)

日本グループホーム学会とは・・・

障害があってもなくても、自分らしく生きたいと誰もが願っています。誰かに支えられて、誰もが生きています。

誰が援助する人で、誰が援助される人なのでしょうか。

また、自立するってどんなことなのでしょう。障害のある人の「グループホーム」をキーワードにして、みんなで考えていきたい。

そんな思いが集まって「日本グループホーム学会」は産声を上げました。

障害のある人の応援団を全国に広げながら、私達一人ひとりの「暮らし」を考え、研究する場にしたいと思います。

障害のある人、本人をいつも中心に見つめる目をもちながら、実践に始まり実践に帰る研究をともにしませんか？

活動目的

- 1) 質の高い援助を提供するグループホームを全国各地に確実に増やす。
- 2) グループホーム間の情報交換や支援に関する研究を進める
- 3) 現在あるグループホームを支援する仕組みをつくり、運営の不安定さを改善していく。
- 4) 国や自治体に対して、現場からの政策提言や意見を発信する。
- 5) 社会に対して、障害者の地域生活を理解してもらうための情報を発信する。

活動内容

- 1) 「季刊グループホーム」の発刊
- 2) グループホーム研究大会（年に1回）の開催
- 3) 議会や行政に対する政策提言、メディアを通しての社会的アピール
- 4) メールリングリストによる情報交換、現場スタッフ（世話人）や運営者対象の研修や相談業務

■入会案内 個人会員。一般会員登録（年会費 4,000 円）季刊雑誌 4 冊/年送付。

研究報告書が必要な方は、情報会員（年会費 6,000 円）としても登録できます。会員限定のメールリングリストで質問等、会員相互の情報交換をすることもできます。ぜひ入会ください。

以下の必要事項をチェックしてください

シンポジウムに参加します。

学会の入会を希望します（別途、入会案内をお送りします）

申し込みフォーム	氏名（ふりがな）	住所（県・市町村名）
	所属	
	連絡先（電話番号・E-Mail）	
	ご意見、ご質問等ございましたら、お書き下さい。	

上の欄にご記入の上、FAX 045-228-7728

または E-Mail info@gh-gakkai.com までお送り下さい。

メールの場合、書式は任意です。また質問を別紙で送っていただいても結構です。